敬老大会の開催について

市では、多年にわたり社会に貢献されている高齢者を敬い、長寿を祝う敬老大会を開催します。本年の敬老大会は市民会館が7月からリニューアル工事を行うため、次の日程で開催を予定しております。

日時 6月26日(日)午後1時～

場所 市民会館大ホール

敬老大会ボランティア募集

本年の敬老大会において、受付等をお手伝いしていただけるボランティアの方々を募集します。

日時 6月26日(日)午前11時30分～午後4時

場所 市民会館大ホール

内容 敬老大会当日の受付・会場整理等

募集人数 20人

申込期間 3月15日(火)～31日(木)

申込用紙の配布・受付 介護福祉課高齢福祉係

※申込用紙は市のホームページ(トップページの【お知らせ】)からもダウンロードできます。

問合せ 介護福祉課高齢福祉係

ご存知ですか 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証

老人医療受給者証をお持ちの方で市民税非課税世帯(世帯の全員が市民税非課税)の方は入院の際、市役所の窓口に申請すると「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

これを医療機関の窓口に提示すると、入院した時に窓口で支払う一部負担金と入院時の食事代が減額されます。入院をする前に手続きにお越しください。

◆申請に必要なもの

老人医療受給者証、保険証、印鑑

※老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期間は毎年8月1日から翌年の7月31日までです。

問合せ 保険年金課老人医療係

社会福祉協議会 ☎552・2121

初級音訳ボランティア講座

日時 4月12日～7月19日、毎週火曜日午後1時～3時、全14回

場所 福祉センター

内容 ボランティア実践音訳技術

対象 市内在住・在勤の方で講座終了後、ボランティア活動に参加できる方

定員 先着30人

参加費 500円(資料代・申込み時に徴収)

その他 テキスト代500円程度(第1回講習時徴収)

主催 福生いとでんわ、ふっさボランティア・市民活動センター

申込み 3月22日～4月5日の日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分の間にふっさボランティア・市民活動センター☎552・2122へ。

手話講習会

聴覚障害者への理解と、手話によるボランティア活動を希望する皆さん、ぜひご参加ください。

①【入門(初級・昼)】

日時 5月13日～平成18年2月17日、毎週金曜日午前10時～正午、全35回

※閉講式2月26日(日)

定員 40人

対象 市内在住・在勤者(手話学習経験のない方)

※夏休み期間中の保育については、ご相談ください。

②【基礎(中級・夜)】

日時 5月11日～平成18年2月22日、毎週水曜日午後7時～9時、全35回

※閉講式2月26日(日)

定員 30人

対象 市内在住・在勤者(手話学習経験1年以上の方)

①、②ともに

場所 福祉センター

参加費 無料※テキスト実費

主催 ふっさボランティア・市民活動センター

運営 福生市手話講習会運営委員会

申込み 3月22日～4月7日(必着)の間にふっさボランティア・市民活動センター(社会福祉協議会内)にある所定の申込用紙でお申し込みください(電話不可)。後日、開校式のご案内をはがきで送ります。

郵送のあて先 〒197－0004 福生市南田園2－13－1 ふっさボランティア・市民活動センター

※応募者が定員を超えた場合は、抽選になることもあります。

※小学生・中学生の方はご遠慮ください。

シルバー人材センター ☎553・3261

シルバー人材センター会員募集

シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、区市町村ごとに設置されている公益法人(社団法人)です。

企業や家庭、公共団体などから高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供しています。高齢者が地域で働くことを通じて、活力ある高齢社会、地域社会づくりに貢献するとともに、高齢者が健康でいきがいのある生活ができることを目指しています。

市内に在住する概ね(おおむね)60歳以上の健康で働く意欲のある方で、シルバー人材センターの事業を理解し、賛同する方ならどなたでも会員になれます。

申込方法 1か月に一度、新入会員の説明会を開催していますのでご出席ください。

問合せ 福生市シルバー人材センター☎553・3261

4月1日から電子申請サービスを開始します

市では、都及び都内区市町村が共同で運営する東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスを4月1日(金)午前10時から開始します。

従来の窓口での申請・届出に加え、市民の皆さんがお持ちのインターネットに接続したパソコンから申請・届出が行なえるようになり、行政手続きがますます便利になります。

くわしくは市のホームページ(http://www.city.fussa.tokyo.jp)をご覧ください。

電子申請サービスが利用できる手続き

①講座等参加申し込み
②嘱託職員等採用試験申込み
③市政情報公開請求
④住民票の写し交付申請
⑤住民票記載事項証明
⑥課税・納税証明交付申請
⑦軽自動車税納税証明申請
⑧飼い犬の死亡届
⑨乳幼児医療費助成制度医療証再交付申請
⑩児童手当額改定請求
⑪児童手当消滅届
⑫居宅サービス計画作成(変更)依頼届

電子申請サービスの利用の流れ

(1)事前の準備

電子申請サービスを利用できるパソコンの環境等については、市のホームページまたは東京電子自治体共同運営サービスのホームページ(http://www.e-tokyo.lg.jp)をご覧いただき、ご確認ください。

(2)電子申請サービス利用の入り口

市のホームページ「電子申請」のメニューから入ると、東京電子自治体共同運営サービスのホームページがリンクされていますので、そちらから申請・届出が行えます。

(3)利用者の登録

東京電子自治体共同運営サービスのホームページで利用者登録を行い、希望自治体、氏名、メールアドレスを入力し、ＩＤと仮パスワードを取得していただきます。

仮パスワードを取得した後、本パスワードに変更することで電子申請サービスの利用が可能となります。

(4)申請・届出の方法

東京電子自治体共同運営サービスのホームページから、「電子申請」→「福生市」を選択します。その後、希望する申請・届出を選択し、取得したＩＤと本パスワードを入力後、必要事項を入力し、送信します。

送信された申請・届出の内容は、担当職員が確認後、東京電子自治体共同運営サービスのホームページやＥメールを通して、申請者へ進捗状況や結果をお知らせします。

(5)手数料と交付物

この電子申請サービスは、申請・届出までの部分となりますので、手数料の納付や交付物の発行については、従来どおり来庁または郵送での受け渡しとなります。

セキュリティ対策について

電子申請サービスは、暗号化通信を実施するなど体制、技術ともに、万全な対策を実施しています。

また、システムの安全確保のため、セキュリティに関する監査を実施するほか、電子申請システムに従事する職員に遵守事項を徹底させます。

今後の電子申請サービス

今回、電子化されていない申請・届出については、準備が整い次第、随時電子化をしていく予定です。

問合せ 東京電子自治体共同運営コールセンター☎0570・05・1090または情報システム課